

# 淡路広域水道企業団職員の派遣に関する要綱

平成18年10月1日

訓令第2号

改正 平成22年3月26日 訓令第8号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）と他の地方公共団体との間における職員の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

**第2条** 企業長は、他の地方公共団体の長からの申請に基づいて企業団の職員を当該地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体の長に対して当該地方公共団体の職員の派遣を申請し、派遣を受けることができる。

(派遣に関する協議)

**第3条** 企業長は、前条の申請を受け又は申請したときは、当該地方公共団体の長と協議のうえ、適当と認めるときは、その派遣の条件等について協議して定めるものとする。

(派遣に関する協定)

**第4条** 企業長は、前条に規定する協議が整ったときは、当該地方公共団体の長と協定するものとする。

2 前項の協定には、派遣職員に関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 派遣期間に関する事。
- (2) 身分に関する事。
- (3) 給与等の支給に関する事。
- (4) 旅費に関する事。
- (5) 分限及び懲戒に関する事。
- (6) 服務に関する事。
- (7) 公務災害補償に関する事。
- (8) 厚生福利制度に関する事。
- (9) 退職手当に関する事。
- (10) 勤務状況等の報告に関する事。
- (11) その他必要な事項

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月26日訓令第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。